

## 植民地朝鮮における中等音楽教育と教員の実態 ——『日本近代音楽年鑑』と『東京音楽一覽』の資料をめぐって——

The Actual Environment of Secondary Music Education and Music Teachers in the period of the Colonized Korea: Focusing on the Modern Japanese Music Yearbook and Record of Tokyo Academy of Music

金 志 善  
KIM, Jiesun

本論文は、植民地朝鮮における中等音楽教育に注目し、中等教育機関における音楽教育と、教育実践において大きな役割を果たす音楽教員らを中心に調べ、中等音楽教育の実態を明らかにしたものである。

植民地朝鮮における中等教育と中等音楽教育を概観し、朝鮮で活動を行った多くの日本人中等音楽教員について『日本近代音楽年鑑（以下、年鑑）』と『東京音楽学校一覽（以下、一覽）』の両資料を用い、データの整理・分析を行った。また、中等音楽教員であった小出雷吉、大場勇之助、平間文壽について彼らの履歴事例を調べ、確認した。

植民地朝鮮において中等教員の養成機関は存在せず、中等教育における多くの教員は、日本人で占められていた。それは、中等音楽教育においても同様であった。朝鮮で活動を行った日本人音楽家について『年鑑』を調べた結果、朝鮮での主な活動は中等音楽教員であり、彼らの出身学校のほとんどが東京音楽学校で、専攻は本科、甲種師範科であったことが分かった。それは、『年鑑』に掲載される人物がある程度の社会的な地位を持っている音楽家であるためであった。一方、『一覽』による朝鮮で活動を行った卒業生の専攻を見ると、乙種師範科などが含まれ専攻はもれなく分布されていた。

両資料の分析結果をみると、朝鮮での活動は、音楽教員であり、そのほとんどの学校が官公立であった。しかも、その多くの学校は、在朝鮮日本人学校であり、中等学校においては女学校に集中して努めたことが分かった。それは、男子校より女子高の方が音楽教授を多く配分されており、同じ女子校である女子高等普通学校より1930年現在4倍も多いことから、高等女学校における音楽教員の数も必要に応じた形で構成されたと思われる。

教員の事例について小出雷吉、大場勇之助、平間文壽の3人の事例を確認した結果、彼らは、東京音楽学校を卒業し、日本で教員や音楽活動を行い、その後、それぞれ朝鮮に渡った。彼らの朝鮮における活動の中心は、教員活動であり、複数の学校で音楽教員として活動を行った。これは、朝鮮における中等音楽教員養成機関がなかったため、彼らの受容は不可欠であったことを意味する。しかも、彼らは、教員活動以外にも作曲活動や演奏活動、音楽協会での旺盛な活動を兼ねて行ったことが分かった。

**キーワード：**植民地朝鮮音楽教育史、植民地朝鮮中等音楽教育、中等音楽教員、在朝鮮日本人音楽家、東京音楽学校卒業生

### Abstract

This study is designed to clarify the actual environment of a secondary music education performed in the period of the colonized Korea by focusing on the music teachers and the curriculums they had used.

By using Modern Japanese Music Yearbook and Record of Tokyo Academy of Music, the study has surveyed the secondary music education of the Korea under Japanese rule through analyzing the activities of music teachers. It has also investigated the activities such as Raikichi Koide, Yunosuke Ooba, and Fumihisa Hirama, who worked at the period of Korea.

There was no training school for music teachers in Korea at that time and most of teachers were Japanese. and, from the investigation, it could be confirmed the facts that there was no training school for music teachers in Korea at that time and most of teachers were Japanese. It was a same situation at secondary music education.

The investigation over Modern Japanese Music Yearbook is found that most of Japanese musicians, who came to Korea for teaching, were graduated from the regular course for Kou-syu Shihan-ka of Tokyo Academy of Music, and were active as music teachers at secondary educations in Korea.

It is because the musicians who appeared in Modern Japanese Music Yearbook had a high social position to some extent. On the other hand, looking at Record of Tokyo Academy of Music, there are many graduates from Otsu-syu Shihan-ka.

The analysis of two materials says that most of graduates were active as music teachers and belonged to governmental schools. It has, moreover, indicated that most of schools, where those teachers worked, were Japanese schools, and most of secondary schools were for a girl. It is because girls secondary schools had been allocated much more music teachers than boys secondary school, and a number of secondary girls schools were four times more than senior girls schools.

And this paper has analyzed the examples of Mr.Koide, Mr.Ooba, and Mr.Hirama, and made it clear that all of those three graduated from the Tokyo Academy of Music and become teacher in Japan and went to Korea. Their main activity was teaching for music in more than two schools of Korea.

It is inevitable to accept Japanese musicians in the respect that there were no training schools in Korea. It is also found that they took part in making music policy, directly or indirectly, through serving as directors of music associations and writing articles for textbook and periodicals as well as working as composers.

**Key Words:** History of music education in Colonized Korea, Secondary music education in Colonized Korea, Teachers of secondary music education, Japanese musicians in Korea, Graduates from Tokyo Academy of Music.

## 1. はじめに

朝鮮半島で近代的音楽教育がはじめて実施されたのは、1906年に公布された学校令に基づくものである。これにより高等学校などの中等教育機関で音楽科目を設置することが正式に採択された。以後、一部の中等教育機関で音楽科目が唱歌科目に変更されることが一時期あったものの、基本的に中等教育機関では音楽科目が教授された。

植民地朝鮮の音楽教育に関する今までの研究は、植民地教育政策という観点から初等教育で行われる唱歌を主な対象としてきた。唱歌については、唱歌集の音楽分析及び歌詞分析が行われ、一定の成果が出されている。しかし、ほとんどの研究が唱歌教育について行われたため、中等教育機関での教育がまったく把握されていない状況である。植民地朝鮮における音楽教育の全体像を把握するためには、中等音楽教育に関する研究が欠かせない重要な研究テーマのひとつである。

従って、本稿では、今までまったく注目されなかった植民地朝鮮における中等音楽教育に注目し、中等教育機関における音楽教育と教育実践において大きな役割を果たす音楽教員を中心に考察し、中等音楽教育の実態を明らかにする。まず、植民地朝鮮における中等教育と中等音楽教育を概観し、中等音楽教員について考察する。植民地朝鮮における官公立の中等教員は、ほとんどが日本人であったため、日本の資料を基に音楽教員について検討する。その資料は、『日本近代音楽年鑑』と『東京音楽学校一覧』である。『日本近代音楽年鑑』は、朝鮮で活動を行った音楽教員について記されており、すべての音楽教員を把握することに限

界性はあるものの、中等音楽教員の全体像がつかめる唯一の資料である。また、当時、日本で中等音楽教員を養成する機関であった東京音楽学校が毎年発刊した『東京音楽学校一覧』には、卒業生の現職が一時期記されており、朝鮮で活動を行った一部の音楽教員について調べることができる。両資料を基に、データの整理・分析を行い、最後に、日本人中等音楽教員であった小出雷吉、大場勇之助、平間文壽の履歴について確認する。

これにより、植民地朝鮮における中等音楽教育とその教員が把握でき、当時の音楽教育の全体像及び実態が把握できることが期待される。

## 2. 植民地朝鮮における教育

本節では、朝鮮における教育政策を概観し、中等音楽教育および教員養成の状況について確認する。

### 1) 教育政策の概観

甲午改革時に国権の中枢機関として設置された軍国機務處は、1894年に学務事項を規定し、同年には教育・学務行政を管掌する「学務衙門」が置かれた。また、翌年に漢城師範学校官制など近代的な諸学校官制及び規則が制定された。これらの規則により、修業年限5～6年の小学校（尋常科3年、高等科2年或は3年）と修業年限7年とした中学校（尋常科4年、高等科3年）が設置されるなど新学制が整えられた<sup>1</sup>。

その後、1904年日韓議定書が結ばれた以降、1905年統監府が設置され、事実上日本の統監府の指揮下に置かれた大韓帝国は、従来の学制を整備、修正す

るための法令が制定、公布した<sup>2</sup>。統監府による教育は、大きく「初等教育」、「中等教育」、「師範教育」、「実業教育」に分けることができる。

ここで、初等教育と中等教育について確認してみると、初等教育は1906年8月に新たに普通学校令が公布され、尋常科と高等科の課程統一、修業年限の短縮、3学期制の導入、などが行われた。また、中等教育については、1906年8月の高等学校令の公布以降、施行規則の制定や改正が行われた。当初、修業年限は、本科4年、予科及び補習科が各々1年以内であったが、1909年の改定により、本科を4年、地方の事情により1年を短縮できるようになり、予科が廃止された。また、女子中等教育については、高等女学校令が1907年4月に公布され、翌年、施行規則が公布された。高等女学校令によると、修業年限は3年、地方の事情により1年以内に短縮できるように規定された。

1910年に朝鮮総督府が設置されたが、翌年には朝鮮教育令が公布され、教育方針が具体化された。その後、朝鮮教育令は、1922年、1938年、1941年の3回にわたり改定される。1911年制定された朝鮮教育令を便宜上「第1次朝鮮教育令」と言う。

第1次朝鮮教育令は、過去の個別学校令に基づき行われた学校運営から離れ、ひとつの教育令としてまとめられ、植民地朝鮮の学校制度を現実に規定する法的基盤となった<sup>3</sup>。これにより、普通学校、高等普通学校、専門学校を連携する学校教育体系が設定され、日本語普及や実業教育が強化された。また、一部の施行規則に基づき、私立学校でもこれに準ずる教育を行うように規定された<sup>4</sup>。第1次朝鮮教育令による日本の教育方針は、教育を通して忠良な国民を育成することと、朝鮮国民に対する教育を時勢と民度に適合させることであった<sup>5</sup>。

1922年には、第2次朝鮮教育令が公布された。これにより、学校の種類や修業年限などの学制が日本

と同一に変更された。また、大学教育や師範教育も実施され、高等教育機関においては内鮮共学が認定された<sup>6</sup>。これらの背景には、3.1運動以後の、武断的な統治方式から文化主義的方式への変更があった。しかし、第2次朝鮮教育令第3条では日本語を常用する者（日本人）と日本語を常用語としない者（朝鮮人）を区別しており、差別教育が行われていた。

1938年には、第3次朝鮮教育令が公布された。1936年に赴任した第7代朝鮮総督南次郎は、国体明徴・鮮満一如・教学振興・農工併進・庶政刷新の5大政綱を発表した<sup>7</sup>。この政綱に即して出されたのが第3次朝鮮教育令であるが、それと同時に朝鮮人同化の方針も発表された<sup>8</sup>。その結果、皇国臣民化教育を行うと同時に、従来の日本人教育と朝鮮人教育の差別を撤廃することを目的に、普通教育の普及が強化された<sup>9</sup>。従来の普通学校は小学校に、高等普通学校は中学校に、女子高等普通学校は高等女学校に名称が変更された。

1941年には、第4次朝鮮教育令が公布された。これは、総動員体制の一環として出されたものである。小学校を国民学校に改称し、初等科を6年、高等科を2年とし、地方の事情により初等科または高等科のみ置くことを可能とした。また、教科目が統合され、5つの教科（国民科、理数科、体錬科、芸能科、職業科）となった。さらに、中学校、高等女学校、実業学校の修業年限が4年に短縮されるなど学制は改変された<sup>10</sup>。

## 2) 中等音楽教育

植民地朝鮮の音楽に関連する科目名は、「唱歌」または「音楽」である。各教育令に規程された教育が行われた。教育令に基づき、唱歌・音楽科目教授時数をみると〈表1〉の通りである。

〈表1〉 唱歌・音楽科目教授時数

	学校（修業年限）	科目名	毎週教授時数（1、2、3、4、5、6学年順）
1906	普通学校（4）	唱歌	0
	高等学校本科（4）	音楽	1、1、1、0
	高等学校予科（1）	音楽	1
	師範学校本科（3）	音楽	2、2、2
	師範学校予科（1）	音楽	1
	師範学校速成科（1）	音楽	2

1911	普通学校 (4)	唱歌	全学年体操と合わせて3、3、3、3
	高等普通学校 (4)	唱歌	1、1、1、1
	女子高等普通学校 (3)	音楽	体操と合わせて3、3、4
	師範科 (1)	音楽	3
1922	普通学校 (6)	唱歌	1・2学年は体操と合わせて3、3、3、3、3、3
	高等普通学校 (5)	唱歌	1、0、0、0、0
	女子高等普通学校 (5)	音楽	2、2、2、1、0
	師範学校普通科 (男子、5)	音楽	1、1、1、1、1
	師範学校普通科 (女子、4)	音楽	2、2、1、1
1938	尋常小学校 (6)	唱歌	1・2学年は体操と合わせて4、4、3、3、2～5、2～5
	尋常小学校 (4)	唱歌	3、3、2～3、2～3
	高等小学校 (2)	唱歌	1、1
	高等小学校 (3)	唱歌	1、1、1
	中学校 (5)	音楽	1、1、1、1、1
	高等女学校 (5)	音楽	2、2、2、1、1
	師範学校普通科 (男子、5)	音楽	1、1、1、1、1
	師範学校普通科 (女子、4)	音楽	2、2、1、1
	師範学校尋常科 (男子、5)	音楽	2、2、2、1、1
	師範学校尋常科 (女子、4)	音楽	2、2、2、1
1941	国民学校初等科 (6)	音楽	1・2学年は体操と合わせて5、6、2、2、2、2
	国民学校高等科 (2)	音楽	0、1
	中学校 (4)	音楽	1、1、約1、約1
	高等女学校 (4)	音楽	1、1、1、約1
	師範学校本科 (3)	音楽	2、2、2

出典：『官報』（光武10）学部令第21、23号、尹八重（1973）242～268頁の教科時数を基に作成した。

〈表1〉にみられるように基本的に「唱歌」は初等音楽教育であり、「音楽」は中等音楽教育である。1906年からの普通学校、1938年からの小学校のような初等教育機関では科目名が「唱歌」となっており、1941年からの国民学校では「音楽」となっている。1911年から1938年以前までの高等普通学校では「唱歌」といっていた科目名が、1938年以後、高等普通学校が中学校となり「音楽」に変わる。また、1938年からの高等女学校実科では、科目名は「唱歌」となっている。このように、1941年以前の初等教育機関では、唱歌教育が行われ、中等教育機関では、男子校である高等普通学校（1911～1937）で唱歌教育が行われた。1938年までには高等普通学校で唱歌が、後に中学校となってからは音楽が教授され、女子高等普通学校（後に高等女学校を含む）、師範学校で

は時期に関係なく音楽が教授された。

それでは、各時期による中等音楽の教授要旨や毎週教授時数を確認してみる。

まず、朝鮮半島への正式な音楽教育の導入を確認してみると、1906年統監府により以前の学制が修正され「音楽」という科目が設置されたことから始まる。高等学校令施行規則<sup>11</sup>第4条に本科の学科目が提示されており、学科目に「音楽」が含まれ予科1年と修業年限4年本科の1学年から3学年まで週1時間の教授時間が配分された。また、高等女学校令施行規則により教授科目に「音楽」が含まれ、修業年限3年のうち1学年と2学年は週2時間、単音唱歌が教授され、第3学年は時間配分はないものの単音唱歌、複音唱歌、楽器使用法の教科内容が入った。各科目教授の要旨第9条第12項で「音楽」について

「歌曲を唱い知得させ美しい与韻を感発させ心情を高潔にさせ、兼ねて徳性涵養に資頼させることを要とす。」とされた。

1906年に師範学校令により修業年限3年の本科と修業年限1年の予科及び速成科を設置され、「音楽」は、本科、予科において毎週2時間、単音唱歌の教授が行われた。また、速成科でも毎週2時間、単音唱歌や楽器使用法を指導するように規定された。師範学校施行規則<sup>12</sup>（1909年学部令第3号）学科目教授要旨第5条には、音楽について「音楽は音楽に関する知識技能を得て且つ普通学校の唱歌教授する方法を養い徳性涵養に資するを要旨とす。音楽は単音唱歌を主と為し、歌詞楽譜が高雅で教育上利益が有るものに就て練習させ且つ楽器使用法を教授することを可とす。」とされた。しかし、「音楽」は現今だけ欠けることを得ると提示され、「音楽」は必修科目ではなかった。

このように、師範学校、高等学校、高等女学校の「音楽」の教授が示されてはいたものの、教員の不足や教材及び楽器の不備のため、実際に音楽授業を行うことは厳しい状況であった<sup>13</sup>。

第1次教育令時期は、高等普通学校の音楽教育では、以前の「音楽」という教科目が「唱歌」という名称に変えられた<sup>14</sup>。各学年ごとに週1時間単音唱歌の課程が配置され、その教授要旨（第23条）をみると「唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フコトヲ得シメ兼ネテ美感ヲ養ヒ徳性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス。唱歌ハ単音唱歌ヲ授ケ又便宜輪唱歌、複音唱歌ヲ授クヘシ」とされている。第1次教育令により師範学校がなくなり、その代わり高等普通学校と女子高等普通学校に師範科が設置運営された。師範科の授業年限は1年で、週3時間の音楽教科目が配置され、その教授要旨（第27条）をみると「音楽ハ音楽ニ関スル知識技能ヲ得シメ又普通学校ノ唱歌教授ノ方法ヲ会得スルヲ要旨トス。音楽ハ単音唱歌ヲ複音唱歌

及楽器使用法ヲ授ケ又教授法ヲ授クスヲ可ス。」である。

要するに、音楽は歌うことをはじめ、音楽の知識機能や楽器使用法などが教授されることを意味していた。

第2次教育令時期の高等普通学校は、修業年限5年のうち1学年のみ週1時間教授され、その内容は従来と変化はない。女子高等普通学校は、女子高等普通学校規定第20条に「音楽」が提示され、「音楽ハ音楽ニ関スル知識技能ヲ得シメ又普通学校ノ唱歌教授ノ方法ヲ会得スルヲ要旨トス。音楽ハ単音唱歌ヲ授ケ又便宜輪唱歌及複音唱歌ヲ交ヘ且楽器使用法ヲ授クヘシ。」とされ、5年制女子高等普通学校の毎週音楽教授時間は1～3学年の場合週2時間ずつ、4学年の場合週1時間であった。従来と内容上大幅な変化はなく、輪唱歌の教授内容が追加されるのみである。唱歌、音楽に関しては第1次朝鮮教育令の教授時数や教育内容で大きく変わったことはない。師範学校は、1922年官立京城師範学校をはじめに、次々と設立される。師範学校において、修業年限5年の男子普通科の場合1学年から5学年は毎週1時間ずつ、修業年限4年の女子普通科の場合1、2学年は週2時間ずつ、3、4学年は週1時間ずつ音楽が教授された。官立京城師範学校普通科の音楽科目の課程をみると、1学年は「単音唱歌」、2学年は「単音唱歌、楽典」、3学年は「単音唱歌、複音唱歌、楽曲、楽器使用法」、4・5学年は「前年二準シ稍進ミタルモノ」とされている<sup>15</sup>。普通科を経て修業年限1年の演習科あるいは講習科に進学すると、週2時間の音楽科目があり、その課程は「初等普通教育ニ於ケル唱歌教材ノ研究。作曲ノ初歩。楽器使用法」であった<sup>16</sup>。

その時期に認可された中等音楽教科用関連図書は次のとおりである。

〈表2-1〉認可音楽教科用関連図書一覧（1925年4月～1927年7月）

	学校	図書名	巻	著者名	発行者	発行検定
1	師範	教範進行アルバム	全	楠美恩三郎、中田章	中村時之助	1926.10.5
2	師範	オルガン教本	全	共益商社書店	中村時之助	1925.2.5再修5版
3	師範	現代楽典教本	全	山田源一郎	伊藤己之吉	1926.2.15
4	師範	中等音楽教科書	3、4	北村秀晴	弘楽社出版部	1924.2.15

5	師範	師範学校楽典教本	全	福井直秋	共益商社	1925.3.6
6	師範	初等オルガン教科書	全	天谷秀、多梅稚	開成館	1905.3.8 1912.10.1
7	師範	新制楽典教本	全	山本正夫	三澤朝一	1924.10.30
8	師範	中等教育音楽教科書甲種	1	北村秀晴	佐藤辰巳	1924.5.5
9	師範	近世楽典教科書	全	田村虎藏	開成館	1912.10.10 1901.11.5
10	師範	オルガン教材書	全	田村虎藏	開成館	1925.4.19再 修40版。 1920.6.25
11	師範	声乐教科書	全	澤田孝一	共益商社	1924.3.20、8版
12	師範	楽典精養	全	渡邊輔藏	大葉久吉	1925.12.13
13	師範	音程教本	全	福井直秋	共益商社書店	1925.1.8 1917.3.8
14	師範	楽典教本	全	山本正夫	光風館	1925.12.1 1925.6.26
15	師範	新制音楽教本	全	山本正夫	光風館	1925.6.20 1925.6.26
16	師範	オルガン教本	全	共益商社書店	共益商社	1924.4.5 1924.2.16
17	女高普通	高等女学校楽典教本	全	福井直秋	共益商社	1924.2.25 再改正46版、3月6日
18	女高普通	女子音楽教科書	1、2	永井潜、田中銀之助	開成館	1914.11.15、4版
19	各	高等女学校楽典教本	全	福井直秋	共益商社書店	1927.3.1
20	各	女子音楽教科書	4	永井幸治、田中銀之助	大阪開成館三木佐助	1912.11.25、28日

出典：朝鮮総督府学務局、『既認可教科用図書一覧』1925年4月～1927年7月、127頁。오지선 (2003) 58～59頁。

〈表2-2〉認可教科用図書一覧 (1931年10月～1932年9月)

	学校	図書名	巻	著者名	発行所	発行検定
1	私立高等	中学音楽教本	1、2	福井直秋	帝国書院	1931.10.31
2	高等	新定音楽教科書	全	学書刊行協会	高井楽器店	1931.11.25、2版 1931.11.20
3	師範	新編楽典教科書	全	小泉治	三省堂	1931.12.5修正再販 1931.12.2
4	私立女高	昭和女子音楽教科書	全	永井幸治、田中銀之助	大阪開成館三木佐助	1930.3.4 1930.2.13
5	私立女高	音程視唱教本	全	山田耕作	開成館	1916.4.24訂正再販 1916.3.15
6	女子実業	高等女学校楽典教科書	全	楽書刊行協会	高井楽器店	1931.12.28、16版 1931.11.15

出典：朝鮮総督府学務局、『既認可教科用図書一覧』1931年10月～1932年9月、40頁。오지선 (2003) 59～60頁。

第3次朝鮮教育令時期は、日本の教育制度と同等にされた。中学校は「唱歌」科目が「音楽」となり、1学年から5学年が週1時間ずつ教授された。また、5年制高等女学校の「音楽」毎週教授時間は、1～3学年は週2時間、4、5学年は週1時間の教授が行われた。

第4次朝鮮教育令時期の中学校の音楽教授の場合、1、2学年が週1時間、3、4学年は週1～2時間教授された。4年制高等女学校は1～3学年に週1時間ずつ教授され、師範学校の場合男女本科（3年）、予科（2年、4年）、尋常科（5年）は毎週2時間ずつ教授された。

### 3) 中等音楽教員養成状況

植民地朝鮮における中等教員養成は、1920年代に入ってから始まる。朝鮮には、中等教員を養成する機関は設立されず、そのため、官公立中等学校のほとんどの教員は、日本から来たと考えられる。1912年から1930年までの官公立中等学校の職員数を確認してみると〈表3〉の通りである。

〈表3〉によると、日本人が主に通う中学校や高等女学校の教員は、ほとんどが日本人によって占められている。朝鮮人が主に通う高等普通学校や女子高等普通学校は、1925年を基準に高等普通学校に日本人が257名に対して朝鮮人が35名、女子高等普通学校に日本人が32名に対して朝鮮人が8名であった。このように、植民地朝鮮における中等教育教員は、その多くが日本人である。そのため、中等音楽教員においても日本から来た教員であると考えられる。

日本国内で中等音楽教員になるためには、「①東京音楽学校甲種師範科を卒業する②東京音楽学校本科を卒業する③中等音楽教員検定試験に合格する④東京女子高等師範学校を卒業する⑤無免許教員になる」などの方法があった<sup>17</sup>。日本では、官立東京音楽学校を中心に音楽教員や音楽家を養成する専門機関が設けられ、さらに検定試験や東京女子高等師範学校にて中等音楽教員が育成できるようになり、それによって各中等教育機関に教員を配置することができた。しかし、朝鮮には、日本の東京音楽学校のような音楽専門機関は存在せず、中等音楽教員の養

〈表3〉 1912年～1930年までの官公立中等学校職員数

年度	中学校職員			高等女学校職員			高等普通学校職員			女子高等普通学校職員		
	校数	日人	朝人	校数	日人	朝人	校数	日人	朝人	校数	日人	朝人
1912	1	32	0	3	48	0	2	48	18	1	11	5
1913	2	45	0	6	60	0	2	51	16	1	13	5
1914	2	45	0	6	53	0	2	50	11	2	19	7
1915	2	52	0	7	69	0	2	51	11	2	22	7
1916	2	59	0	9	79	0	3	59	13	2	23	6
1917	3	81	0	10	95	0	3	67	15	2	26	7
1918	5	101	0	10	96	0	4	78	17	2	29	10
1919	5	109	0	11	100	0	5	83	17	2	29	8
1920	5	128	0	12	120	0	5	92	23	2	32	11
1921	7	157	0	12	145	0	7	132	27	2	34	13
1922	7	178	0	14	177	0	11	179	32	2	34	11
1923	9	200	0	19	214	0	12	227	31	2	36	10
1924	10	208	0	21	248	0	14	260	36	2	32	9
1925	10	216	0	21	257	4	15	257	35	2	32	8
1926	11	249	2	22	278	4	15	276	42	4	45	11
1927	11	261	0	22	291	6	15	275	39	6	50	15
1928	11	246	0	23	304	5	15	279	38	6	55	15
1929	11	248	0	24	318	4	15	264	42	6	58	16
1930	11	243	0	24	334	5	15	281	41	6	62	17

出典：『朝鮮総督府統計年報昭和7年』632～638頁。

成は現実に厳しい状況であった。

ところが、1928年2月朝鮮総督府告示第55号により、梨花女子専門学校卒業者が私立女子高等普通学校教員となる資格が認可され、梨花女子専門学校音楽科卒業生が私立女子高等普通学校の音楽教員となることができた<sup>18</sup>。これにより、梨花女子専門学校音楽科卒業者は、私立高等普通学校において音楽教員になれたのである。しかし、私立女子高等普通学校における音楽教員養成はできたものの、官公立における中等音楽教員は養成できず日本から音楽教員が来るしか方法はなかったのである。

### 3. 『日本近代音楽年鑑』と『東京音楽学校一覧』による中等音楽教員の実態

前節で述べたように中等音楽教員の多くが日本から来たと考えられる。本節では、中等音楽教員の全体像をつかめるために資料『日本近代音楽年鑑』と『東京音楽学校一覧』を基に中等音楽教員を調べ、データを整理し、分析を行う。

#### 1) 『日本近代音楽年鑑』によるデータ

『日本近代音楽年鑑』(以下、年鑑)は、『日本音

楽年鑑』(家政音楽会、1908)をはじめ1920年から1942年まで約20年間にわたり毎年刊行された音楽年鑑を集大成したものである。『年鑑』は、1908年から編纂をはじめ、途中で『内外音楽年鑑』、『音楽便覧』などの書名に変更されたが、その内容はあまり変わりはない。『年鑑』の構成は、過去1年間の演奏会記録や内外の楽壇事情の回顧、音楽関係人名・団体・社会などのディレクトリ、出版リストなどで構成された。全19巻の『年鑑』は、当時の日本を中心にしながらも朝鮮、台湾、満州の楽壇の流れをある程度把握できる資料である。『年鑑』には音楽家人名紹介欄があり、「地方楽況」、「全国音楽関係者名簿」、「音楽関係人名録」などのタイトルで人名紹介がされており、音楽家たちの簡略な活動履歴が掲載されている。出生地、出身学校、職業などの経歴が紹介された音楽家もいるが、音楽家の履歴紹介は発刊年度によって異なり、統一されていない。『年鑑』に掲載されている人名の紹介部分の中で活動地域が「朝鮮」と記入された音楽家を調べて表にまとめたのが〈表4〉である。

〈表4〉『近代日本音楽年鑑』に記入された日本人音楽家たちの朝鮮での活動

名 前	出身学校	学 科	卒業年度	所属(職業)	年鑑掲載年度
富 永 鹿 野 <sup>19</sup>	竹村鹿野であれば (東京音楽学校)	竹村鹿野であれば (甲種師範科)	竹村鹿野であれば (1915)	竹村鹿野であれば (京城高等女学校教諭)	1920
三 島 チカエ	東京音楽学校	甲種師範科	1906	釜山実習学校長	1920~1942
小 出 雷 吉	(東京音楽学校)	(専修部)	(1889)	京城第一高等普通学校講師	1922~1929
大 島 マ 子 <sup>20</sup>	傍島マ子であれば (取調掛)	傍島マ子であれば (伝習生)	傍島マ子であれば (1885)	( )	1920
大 場 勇之助	東京音楽学校	本科 研究科	(1915) (1916)	京城高等女学校唱歌講師 京城第一公立高等女学校教諭	1922~1942
岡 本 新 市	(東京音楽学校)	(甲種師範科)	(1915)	海州師範学校	1926
落 合 眞 (澤辺まこと)	(東京音楽学校)	(本科)	(1908)	( )	1923~1924
内 田 虎 <sup>21</sup>	東京音楽学校	甲種師範科		京城第二高等女学校 京城公立高等女学校	1925~1942
石 川 義 一	(College of The Pacific)		(1919)	(京城女子高等普通学校教諭)	1922~1928
竹 村 虎 <sup>22</sup>	(東京音楽学校)	(甲種師範科)	(1912)	(京城高等女学校教諭)	1922
須 階 ときを	東京音楽学校	甲種師範科	1910	進明女子高等普通学校講師	1931~1934
松 田 き み	臨時教員養成所		1924	羅南公立高等女学校教諭	1931~1934
榎 柔 能 (金澤柔能)	東京音楽学校	本科	1904	(韓国京城高等女学校 朝鮮 京城民団立高等女学校教諭)	1922~1925

上野ひさ	東京音楽学校	本科、研究科	(1914)	ヴァイオリン	1931～1942
田中實	東京音楽学校	本科	1925	安東高等女学校教諭	1931～1932
佐藤静江	東京音楽学校	本科	1927	ピアノ	1931～1941
西原田鶴子	臨時教員養成所		1929	慶尚北道公立女子学校教諭 大邱公立女子学校教諭 馬山高等女学校教諭	1931～1942
保坂由布	臨時教員養成所		1930	平壤女子高等普通学校教諭	1931～1942
吉澤實	東京音楽学校	甲種師範科	1926	京城師範学校教諭	1931～1936
瀧澤レツ	東京音楽学校	甲種師範科	1922	京城公立高等普通学校教諭	1935～1942
織田永生	東京音楽学校	甲種師範科	(1931)	海州公立高等女学校教諭	1932～1941
小林多治	( )	( )	( )	大邱師範学校教諭	1935～1938
内川美谷子	東京音楽学校	甲種師範科	1929	羅南公立高等女学校教諭	1935～1942
片岡晴太郎	東京音楽学校	甲種師範科	1913	平壤師範学校教諭	1935～1942
彼末愛子	東京音楽学校	甲種師範科	1928	平壤公立高等女学校教諭	1937～1942
手塚君子	東京音楽学校	甲種師範科	(1930)	平壤公立高等女学校教諭、平壤 合唱団員、JBBK 唱歌隊指揮	1940～1942
吉村富美子	東京音楽学校	本科	( )	ヴァイオリン、大邱高等普通 学校教諭	1940～1942
津田義信	臨時教員養成所		(1929)	大邱師範学校教諭	
平間文壽	(東京音楽学校)	(本科)	(1923)	朝鮮総督府嘱託、テナー	1942

出典：『近代日本音楽年鑑』第1巻～第19巻により作成。年鑑掲載年度については、『近代日本音楽年鑑』に朝鮮で活動した記録がある音楽家やその音楽家の情報が掲載された年度を表記したものの、該当音楽家はその年度に正確な活動を行ったとは限らない。( )内は、作成者が『東京音楽学校一覧』を基に調べた情報を記入したものである。( )の空欄は、情報の確認ができなかった場合である。

〈表4〉の『年鑑』に記入された日本人音楽家たちの出身学校に注目したい。なぜならそのほとんどが、東京音楽学校出身であるためである。臨時教員養成所は、1922年に東京音楽学校内に設置された第四臨時教員養成所のこと、甲種師範科と違い2年制の速成コース課程であった<sup>23</sup>。これを含めると、確認できなかった小林多治とアメリカの大学の出身の石川義一を除く、全員が東京音楽学校出身だったのである。

1922年度の『年鑑』の「地方楽況」欄に金永煥、石川義一、小出雷吉、橘柔能、竹村虎、大場勇之助の紹介があり、その内容は「諸氏の音楽家斯道の発展のため努力されている。なお、総督府では近く同地へ音楽学校を設立する計画もあり内地紹介の歌などを作製するなど却て音楽的施設の上に注意を情ら

ない」であった。この文書から、朝鮮総督府が音楽学校の設置計画をしていたことが伺える。しかしながら、朝鮮に音楽学校設立は実現できなかった。

## 2) 東京音楽学校概観

〈表4〉に示されているように東京音楽学校出身者は著しい。その東京音楽学校を確認してみると、東京音楽学校は、前身である音楽取調掛から始まる。音楽取調掛は、1879年10月に文部省に設置されたが、その目的は日本の近代化政策の一環として新たな国楽を創造、普及するための教育と音楽家を養成することであった<sup>24</sup>。1880年に音楽講師としてアメリカ人メーソン(C.W.Mason 1828～1896)を招聘し、同年伝習生を募集、修業年限1年の養成事業を始めた。その後、1882年には音楽取調大要と音楽取調掛

規則が制定され、伝習生の修業年限は4年に改定された。学科課程などの詳細な規定が定められ音楽取調掛は日本最初の近代的な音楽専門教育機関という形で整備され、発展していく<sup>25</sup>。音楽取調掛は、「①日本と西洋の音律と音階比較研究 ②音楽史研究 ③翻訳 ④音楽関連書刊行 ⑤教材作成 ⑥楽器試製 ⑦邦楽と俗曲の改良 ⑧明治頌の選定」などの事業を行い、その成果物として『小学唱歌集』（初編：1881、第2編：1883、第3編：1884）全3編や『幼稚園唱歌集』（1884）、『箏曲集』（1888）及び翻訳書が刊行された<sup>26</sup>。

音楽取調掛は、現在日本の西洋音楽中心の学校教育と専門音楽教育の基礎を築くことにおいて大きな貢献を果たした。以後、1885年2月に音楽取調掛の名称が音楽取調所に変更され、1887年10月に東京音楽学校に再びその名称が変更される。東京音楽学校官制第1条をみると、東京音楽学校は文部大臣の管理の下、音楽家あるいは音楽教員を養成するとされ、音楽学校の前身であった音楽取調掛の趣旨を継承する形の音楽家と音楽教員を養成する音楽専門教育機関であることは変らない<sup>27</sup>。1889年1月に東京音楽学校規則が制定され、学科は予科と本科に分けられ、本科は師範部と専修部に分けられた<sup>28</sup>。

しかし、1893年6月28日勅令第62号の発令により、同年9月1日から東京音楽学校は約5年半に渡り、高等師範学校附属音楽学校に格下げとなった<sup>29</sup>。以後、1899年4月4日勅令第116号により高等師範学校附属音楽学校は、再び東京音楽学校と改称され、1900年9月1日に同校の規則が大きく改定された。従来の学科（予科、師範部、専修部、研究科、選科、小学唱歌講習科）は廃止され、新たに予科、本科、研究科、師範科、選科が設置された。本科は、声楽部と器楽部に分けられ、師範科は甲種と乙種に分けられた<sup>30</sup>。

### 3) 『東京音楽学校一覽』によるデータ

以上、東京音楽学校について簡単に見てみた。東京音楽学校が毎年発行した『東京音楽学校一覽』（以下、一覽）は、東京音楽学校設立以後1889年から1941年まで刊行され、現在東京芸術大学図書館に所蔵されている<sup>31</sup>。『一覽』の記載内容は、時期により変化があるが、1889年から1920年までに卒業生の現職情報が記載されている。その中で、現職における地域が「朝鮮」あるいは「韓国」と表記されている部分があるため、それを摘記して表にまとめると〈表5〉のようになる。

〈表5〉『東京音楽学校一覽』に記入された卒業生の朝鮮での活動

名前	専攻	卒業年度	職場	一覽掲載年度
仁科多満子	乙種	1901年7月	韓国仁川小学校	明治39-40~大正4-5
小出雷吉	専修部	1889年7月	韓国師範学校講師 韓国漢城師範学校教諭 朝鮮京城高等普通学校教諭	明治40-41~明治41-42 明治42-43~大正2-3 大正3-4~大正8-9
馬場鈴美	乙種	1903年7月	韓国京城小学校 韓国京城第一小学校	明治41-42 明治42-43~明治44-45
山口恭三	乙種	1903年7月	韓国京城居留民団立第二小学校 朝鮮京城小学校 朝鮮京城南大門小学校	明治41-42~明治44-45 大正1-2~大正4-5 大正6-7
百瀬只雄	乙種	1906年7月	韓国仁川高等女学校	明治43-44~大正1-2
三島チカエ	甲種	1906年3月	韓国釜山高等女学校	明治43-44~大正8-9
西山ステ	乙種	1906年7月	韓国仁川小学校	明治43-44~大正4-5
金澤柔能 (橘柔能)	本科器楽部	1904年7月	韓国京城高等女学校 朝鮮京城民団立高等女学校教諭	明治43-44~明治44-45 大正1-2
川村四郎	乙種	1906年7月	朝鮮釜山尋常小学校 朝鮮釜山第一小学校	明治44-45~大正4-5 大正5-6~大正8-9
栗本清夫	専修部	1898年7月	朝鮮総督府学務局編輯課員 朝鮮総督府京城中学校教諭	大正1-2~大正2-3 大正3-4
西見貫一	乙種	1903年7月	朝鮮釜山小学校 朝鮮釜山第五小学校	大正1-2~大正3-4 大正6-7

佐藤オト	本科器楽部	1913年 3月	朝鮮高等普通女学校 朝鮮京城公立高等女学校	大正 2 - 3 大正 3 - 4
園部チヨ	甲種	1910年 3月	朝鮮京城女子高等普通学校	大正 2 - 3 ~ 大正 3 - 4
竹村鹿野 <sup>32</sup>	甲種	1915年 3月	朝鮮京城高等女学校教諭	大正 4 - 5、大正 6 - 7
天野ヨシ	甲種	1909年 3月	朝鮮京城高等女学校教諭	大正 7 - 8
竹村虎	甲種	1912年 3月	朝鮮京城高等女学校教諭	大正 7 - 8 ~ 大正 8 - 9
岸本郁	乙種	1906年 7月	朝鮮釜山第一小学校	大正 8 - 9

出典：『東京音楽学校一覧從明治二十四年至明治二十五年』～『東京音楽学校一覧從大正八年至大正九年』により作成。一覧掲載年度については、『東京音楽一覧』に掲載された卒業生の現職情報表記したものの、卒業生がその年度に正確な活動を行ったとは限らない。

#### 4) 両資料による分析

〈表 4、5〉の『年鑑』及び『一覧』にみる専攻や学科をみると、『年鑑』の場合、総計28名のうち<sup>33</sup>、甲種師範科12名、本科 8名、臨時教員養成所 4名、専修部 1名、伝習生 1名、アメリカ留学 1名、不明 1名であり、ある程度の社会的な地位を持っている音楽家を中心に調査されたため、修業年限 3～4年の正規コースの専攻が集中して占めている。一方、『一覧』の場合、総17名のうち、乙種師範科 8名、甲種師範科 5名、専修部 2名、本科 2名であり、卒業生の現職を調査し掲載されたため修業年限 1年の乙種師範科の専攻が含まれるなど、専攻はもれなく分布している。

また、朝鮮で活動を行った日本人の所属や職業をみると、そのほとんどが学校の教諭や訓導及び講師として記されており、しかもそのほとんどの学校が官公立である。彼らが勤めた学校や活動をみると、『年鑑』では、総28名のうち、高等女学校11名、女子高等普通学校 5名、師範学校 5名、高等普通学校

1名、実習学校 1名、ヴァイオリン 1名、ピアノ 1名、テナー 1名、不明 2名との結果となり、高等女学校が最も多く占めており、次に女子高等普通学校や師範学校が占めていた。『一覧』では、総17名のうち、小学校 7名、高等女学校 7名、中学校 1名、女子高等普通学校 1名、師範学校 1名との結果となり、小学校と高等女学校が大半を占めている。

朝鮮には、日本と朝鮮の学制が同じくなる1938年以前までは、日本語を常用語とする者が通う学校(日本人学校：小学校、中学校、高等女学校)と、日本語を常用語としない者が通う学校(朝鮮人学校：普通学校、高等普通学校、女子高等普通学校)が分かれて存在していた。〈表 4、5〉のうち、主に、朝鮮人が通う公立学校で教鞭をとった人物は、小出雷吉(京城第一高等普通学校)、園部チヨ(京城女子高等普通学校)、石川義一(京城女子高等普通学校)、保坂由布(平壤女子高等普通学校)、瀧澤レツ(京城公立高等普通学校)、吉村富美子(大邱高等普通学校)がおり、私立学校には須階ときを(進明女子高等普通学校)がいる。

〈表 6〉 官立師範学校状況 (1922～1942)

学校名	設立年度	学級数	教員数			学生数		
			日人	朝人	合計	日人	朝人	合計
京城師範学校	1922	25	44	10	54	641	459	1100
大邱師範学校	1929	18	26	6	32	247	586	833
平壤師範学校	1929	18	26	6	32	119	591	710
全州師範学校	1936	15	30	5	35	48	651	699
咸興師範学校	1937	15	29	3	32	80	624	704

光州師範学校	1938	16	23	5	28	62	632	694
春川師範学校	1939	11	23	5	28	27	518	545
晋州師範学校	1940	12	24	1	25	46	580	626
清州師範学校	1941	8	14	2	16	24	376	400
新義州師範学校	1942	8	8	1	9	0	265	265
京城女子師範学校	1935	18	31	12	43	479	430	909
公州女子師範学校	1938	13	23	6	29	364	321	685
合計		177	301	62	301	2137	6033	8170

出典：李元必 (1988) 35頁。

〈表7〉 官立京城師範学校の教員数と学生数

年度	学級数	教員数				学生数							
		日人	朝人	外人	合計	普通科		演習科		講習科		合計	
						日人	朝人	日人	朝人	日人	朝人	日本	朝鮮
1921	5	27	1	0	28	76	8	29	0	0	0	105	8
1922	6	29	1	1	31	93	13	138	1	0	0	231	14
1923	9	33	1	1	35	245	37	139	1	0	0	384	38
1924	11	44	4	1	49	325	51	137	3	0	0	462	54
1925	19	66	6	1	73	398	68	159	44	0	123	557	235
1926	17	44	6	1	51	411	80	215	60	22	6	648	146
1927	17	55	6	1	62	410	87	186	67	23	7	619	161
1928	17	50	7	1	58	394	94	175	76	16	4	585	174
1929	17	42	6	1	49	394	99	169	82	13	5	576	186

出典：李元必 (1988) 31頁。

また、師範学校の場合は、京城にある京城師範学校と京城女子師範学校は日本人学生が朝鮮人学生より多く、京城以外の地方の師範学校ではほとんどを朝鮮人が占めている。〈表6〉をみると京城師範学校の日本人学生は641名に対して朝鮮人学生が459名で日本人が多いことが分かる。また、大邱、平壤、全州などの地方の師範学校は、朝鮮人学生と日本人学生の割合が約2倍から多いところで約25倍の差で朝鮮人学生が多く占めていることが分かった。

ちなみに、京城師範学校の教員数と学生数を確認してみると〈表7〉の通りである。

このように、京城に置かれていた師範学校では、日本人学生が大半を占めていた。朝鮮人学生が大半を占めていた地方の師範学校では、岡本新市（海州師範学校）、小林多治・津田義信（大邱師範学校）、片岡晴太郎（平壤師範学校）が教鞭を取った。こうした彼ら以外の日本人音楽教員は、主に、日本人が通う学校で教鞭をとったと考えてもよいだろう。

〈表4、5〉にまとめた『年鑑』及び『一覽』に見る朝鮮で活動を行った日本人は、女性の場合、結婚をし、籍を入れると結婚相手の名字が変わる。そのため〈表4、5〉において、富永鹿野と竹村鹿野は同一人物である可能性があり、内田虎と竹村虎も

同一人物である可能性がある。同一人物の可能性がある人を1人として数えると全40名である。そのうち11名(約27.5%)が、朝鮮人が主に通う学校に勤めており、残り29名(約72.5%)が在朝鮮日本人学校に勤めていた結果となった。また、両資料のデータから見る限り女学校に集中している。

1930年現在、主に日本人が通う中等教育機関は、中学校11校、高等女学校24校があり、合計35校が存在した<sup>34</sup>。同年現在、主に朝鮮人が通う官公立中等教育機関は、高等普通学校15校と女子高等普通学校6校があり<sup>35</sup>、合計21校が存在した。日本人が主に通う高等女学校と朝鮮人が主に通う女子高等普通学校の校数にかなりの差が存在し、高等女学校は女子高等普通学校の4倍もある。1938年以降の毎週音楽教授時数をみると、5年制の中学校は週1時間の音楽の教授が行われていたが、5年制の高等女学校の場合1学年から3学年までは週2時間、4、5学年は週1時間の音楽教授が行われ<sup>36</sup>、男子校より女子校の方で音楽授業がより多く行われた。

『年鑑』、『一覧』から見る中等音楽教員が高等女学校に多く占めたことは、男子校より女子校の方が音楽教授を多く配分されており、同じ女子校である女子高等普通学校より1930年現在4倍も多いことから、高等女学校における音楽教員の数も必要に応じた形で構成されたと考えられる。

#### 4. 中等音楽教員の事例

本節では、朝鮮で音楽教員として活動を行った小出雷吉、大場勇之助、平間文壽の事例を取り上げ、彼らの活動履歴を確認する。彼らは、それぞれ朝鮮に渡った時期が異なり、彼らの活動を履歴を確認することで日本植民地期における全体的な日本人中等音楽教員の姿や特徴が見えると判断する。

##### 1) 小出雷吉

最も早い時期に朝鮮に渡った小出雷吉についてから確認する。小出は、1867年兵庫県但馬国養父郡で生まれた<sup>37</sup>。1885年文部省音楽取調所(1887年から東京音楽学校に名称変更)に入学し、1889年東京音楽学校専修部を卒業した。卒業後、鳥取県尋常師範学校教員(1889~1894)、東京府尋常師範学校学校助教諭(1895~1897)、東京府師範学校助教諭(1898~1901)、東京府師範学校教諭(1902~1906)を経て1907年に韓国政府に招聘され漢城官立師範学校教員として着任した<sup>38</sup>。小出は就任後、1910年学部編纂の『普通教育唱歌集第一輯』に関わる<sup>39</sup>。その後1914年からは京城高等普通学校教諭として勤め、定

年を迎えた。また、『京畿公立師範学校一覧創立第二年(大正13年)』の旧職員欄に受持学科小出雷吉の名前が掲載され、小出雷吉の就任情報が掲載されている。その内容は「就職初任：1889年8月5日、京畿公立師範学校初任：1923年4月24日」であった<sup>40</sup>。このように、当時は音楽教員の不足のため、小出は複数の学校で音楽を教えたと把握される。

##### 2) 大場勇之助

次に、大場勇之助について確認する。大場は、1886年山形県東村山郡で生まれた。1905年11月に陸軍戸山学校<sup>41</sup>軍楽生徒隊を卒業し、その後、陸軍の軍楽隊に入り、楽手補を経て1911年12月に除隊した<sup>42</sup>。軍楽隊除隊後、1912年に東京音楽学校器楽部予科に入学し、翌年から本科器楽部のヴァイオリン専攻を経て、1915年に研究科に進学する。その翌年の1916年3月に卒業した<sup>43</sup>。1916年5月に東京数矢尋常小学校、1918年9月に広島女学校、1919年4月に大阪第一盈進高等小学校教員を経て1921年に朝鮮に渡った。同年4月から京城公立高等女学校教諭とともに官立京城師範学校の講師嘱託として勤めた。『朝鮮総督府及び所属官署職員録』(大正11年~昭和13年版)の記録をみると、1922年の京城師範学校と京城第一公立高等女学校をはじめ、1938年までに京城第一公立高等女学校に所属した。また、『梨花女子専門梨花保育学校一覧(昭和十二年)』の旧職員録をみると1928年から1930年までに梨花女子専門学校にも勤めた記録がある<sup>44</sup>。このように、小出と同様、複数の学校で音楽を教えた。

##### 3) 平間文壽

次に、平間文壽についてみる<sup>45</sup>。平間は、1900年に福島県福島市で生まれた。1920年東京音楽学校声楽部に入学し、声楽(テナー)を専攻した。1923年には、イタリアのミラノ国立音楽院に留学し、1927年に日本に帰国した。その後、声楽家として独唱会、オペラなどの活動を行い、音楽界で旺盛な活動を展開しながら、1929年からは東京帝国音楽学校で声楽主任教授も歴任する。1940年には、朝鮮総督府学務局の学務課所属の嘱託として朝鮮に渡る。同年からは、京城女子師範学校、教学研修所、朝鮮放送協会などの嘱託を兼ね、1942年には京城女子医学専門学校で講師を歴任した。

小出、大場、平間の履歴について〈表8〉にまとめてみると次のようである。

〈表8〉小出雷吉、大場勇之助、平間文壽の履歴表

年度	小出雷吉	大場勇之助	平間文壽
1867	生まれる (兵庫県)		
1885	音楽取調所入所		
1886		生まれる (山形県)	
1889	東京音楽学校専修部卒業		
1889	鳥取県尋常師範学校教員		
1895	東京府尋常師範学校助教諭		
1898	東京府師範学校助教諭		
1900			生まれる (福島県)
1901	〈四条畷曲〉作曲		
1902	東京府師範学校教諭。〈月影〉作曲		
1903	『新教育唱歌』編纂。『遠足唱歌』 小出雷吉・鷹野国蔵編纂。		
1904	〈広瀬中佐〉作曲		
1905		陸軍戸山学校軍楽生徒隊卒業。後 に陸軍軍楽隊 (楽手補) に入隊。	
1907	渡韓。漢城官立師範学校教員		
1910	学部編纂『普通教育唱歌集第一 輯』に関わる。		
1911	『朝鮮地誌唱歌』を編纂したが、 朝鮮総督府検定不認可を受ける。	陸軍軍楽隊除隊	
1912		東京音楽学校器楽部入学 (ヴァイ オリン専攻)	
1914	京城高等普通学校教諭 (1924年に 退職)		
1916		東京音楽学校研究科卒業。東京数 矢尋常小学校教員	
1918		広島女学校教員	
1919		大阪第一盈進高等小学校教員	
1920			東京音楽学校声楽部入学 (テナー 専攻)
1921		渡朝。京城公立高等女学校教諭 (後 に京城第一高等女学校となる。 1938年まで努める)。官立京城師 範学校講師	
1923	京畿公立師範学校教員		イタリアのミラノ国立音楽院に留学
1926		〈京城府歌〉作曲	
1927	日本帰国	長谷川公会堂でヴァイオリン演奏	日本に帰国。独唱会、合同演奏会、 学校演奏会など
1928		梨花女子専門学校講師	
1929			帝国音楽学校声楽主任教授
1930		『The Melody Way to Play the Piano (ピアノ旋律法)』の日本語翻訳	歌劇研究団体「オペラ・ヴェルデ イアーナ」を組織
1932			日本大学芸術科及び日本高等音楽 学校声楽科講師

1937		〈爽やかなる朝鮮〉、〈朝鮮青年歌〉、〈漢江小唄〉、〈皇師の歌〉、〈奮へ防護団〉、〈進め皇軍〉、〈征途を送る歌〉、〈千人針の歌〉、〈保定落成の歌〉 作曲	「しのぶ会」第一回発表会
1938		京城音楽協会設立。幹事長。	「しのぶ会」第二回発表会
1939			「音楽イタリア会」組織。東京、大阪、神戸、京都、釜山、大邱、京城、平壤などで日伊親善音楽会を開く。
1940			渡朝。京城女子師範学校、教学研修所、朝鮮放送協会などでの囑託。
1941		朝鮮音楽協会一理事、教育音楽部部長、洋楽部の作曲科会員。	朝鮮音楽協会一理事、洋楽部長
1942		11月10日から12日まで開かれた音楽競演大会でヴァイオリン担当審査委員。国民皆歌運動委員。国家奉納大会、音楽技芸資格認定試験に関与。	京城女子医学専門学校講師。「しのぶ会」第三回発表会（京城府民館）
1943			「しのぶ会」第四回発表会。独唱会。日本帰国

出典：朴成泰（1999）、有馬純吉（1931）、平間文壽（1977）、金志善（2010）、『東京音楽学校一覧』により作成。

このように、小出、大場、平間は、東京音楽学校（音楽取調掛を含む）を卒業し、日本で教員や音楽活動を行った。その後、小出は1907年に、大場は1921年に、平間は1940年にそれぞれ朝鮮に渡ったのである。彼らの朝鮮における活動の中心は、教員活動であった。その教員活動は、複数の学校で音楽教員として活動を行ったのである。これは、前節で述べたように朝鮮における中等音楽教員養成機関がなかったため、彼らの受容は不可欠であったことを意味する。しかも、彼らは、教員活動以外にも作曲活動や演奏活動、音楽協会での旺盛な活動を兼ねて行ったことが〈表8〉から読み取れる。

## 5. おわりに

本稿では、今までまったく注目されなかった植民地朝鮮における中等音楽教育に注目し、中等教育機関における音楽教育と、教育実践において大きな役割を果たす音楽教員を中心に調べ、中等音楽教育の実態を明らかにした。

植民地朝鮮における中等教育と中等音楽教育を概観し、朝鮮で活動を行った多くの日本人中等音楽教員について『日本近代音楽年鑑（以下、年鑑）』と『東京音楽学校一覧（以下、一覧）』の両資料を用い、データの整理・分析を行った。また、中等音楽教員であった小出雷吉、大場勇之助、平間文壽について彼らの履歴事例を調べ、確認した。

植民地朝鮮において中等教員の養成機関は存在せず、中等教育における多くの教員は、日本人で占められていた。それは、中等音楽教育においても同様であった。朝鮮で活動を行った日本人音楽家について『年鑑』を調べた結果、朝鮮での主な活動は中等音楽教員であり、彼らの出身学校のほとんどが東京音楽学校で、専攻は本科、甲種師範科であったことが分かった。それは、『年鑑』に掲載される人物はある程度の社会的な地位を持っている音楽家であるためであった。一方、『一覧』による朝鮮で活動を行った卒業生の専攻を見ると、乙種師範科などが含まれ専攻はもれなく分布されていた。

両資料の分析結果をみると、朝鮮での活動は、音楽教員であり、そのほとんどの学校が官公立であった。しかも、その多くの学校は、在朝鮮日本人学校であり、中等学校においては女学校に集中して勤めていたことが分かった。それは、男子校より女子校の方が音楽教授時間を多く配分されており、同じ女子校である女子高等普通学校より高等女学校が1930年現在4倍も多いことから、高等女学校における音楽教員の数も必要に応じた形で構成されたと思われる。

教員の事例について小出雷吉、大場勇之助、平間文壽の3人の事例を確認した結果、彼らは、東京音楽学校（音楽取調掛を含む）を卒業し、日本で教員や音楽活動を行い、その後、それぞれ朝鮮に渡った。彼らの朝鮮における活動の中心は、教員活動であり、複数

の学校で音楽教員として活動を行った。これは、朝鮮における中等音楽教員養成機関がなかったため、彼らの受容は不可欠であったことを意味する。しかも、彼らは、教員活動以外にも作曲活動や演奏活動、音楽協会での旺盛な活動を兼ねて行ったことが分かった。

本稿により、植民地朝鮮における中等音楽教育とその教員がある程度把握でき、当時の音楽教育の全体像及び実態を明らかにした。本稿で明らかになった朝鮮における中等音楽教育及び教員における特徴をより明確にするためには、当時植民地支配国であった日本と、同じく植民地であった台湾などの状況を調べ、朝鮮とどのような相違点を持っているかを把握する必要がある、これを今後の課題としたいと思う。

#### 【参考文献】

〈史料〉

『官報』

『京畿道公立師範学校一覧創立第二年（大正十三年）』

『京城師範学校一覧（昭和八年）』

『朝鮮総督府及所属官署職員録』

『朝鮮総督府官報』

『朝鮮総督府統計年報』

『東京音楽学校一覧従明治二十四年至明治二十五年』～

『東京音楽学校一覧従大正八年至大正九年』。

『梨花女子専門梨花保育学校一覧（昭和十二年）』

〈日本語文献〉

有馬純吉（1931）『朝鮮紳士録（昭和六年版）』 朝鮮紳士録刊行会：京城。

東京芸術大学百年史編集委員会（1987）『東京芸術大学百年史 東京音楽学校編 第1巻』 音楽之友社：東京。

坂本麻実子（2006）『明治中等音楽教員の研究—「田舎教師」とその時代—』 風間書房：東京。

下中邦彦（1981）『音楽事典（第1巻）』 平凡社：東京。

塚原康子他（2001）『ブラスバンドの社会史』 青弓社ライブラリー：東京。

日本音楽教育学会編（1979）『音楽教育学の展望』 平凡社：東京。

松下鈞編（1997）『近代日本音楽年鑑（全19巻）』 大空社：東京。

平間文壽（1977）『歌の渚』 栄光出版社：東京。

〈日本語論文〉

坂本麻実子（2008）「東京音楽学校における唱歌教員養成の終焉」『富山大学人間発達科学部紀要』 第2巻

第2号 富山大学：富山。

朴永奎（2005）「植民地朝鮮における教育養成に関する研究」九州大学大学院博士論文：福岡。

朴成泰（1999）「大韓帝国における愛国唱歌教育運動と学部の植民地音楽教育政策—小出雷吉による『普通教育唱歌集』の編纂をめぐって—」『音楽教育学』 第29号（2） 日本音楽教育学会：東京。

〈韓国語論文〉

강명숙(2007)「일제시대 제1차 조선교육령 제정 과정 연구」『한국교육사학』 第29卷 第1号 한국교육사학:서울。

김지선(2010)「일제강점기 국내의 일본인 음악가들과 그 활동」『한국음악사학』 第45集 韓国音楽史学会:서울。

오지선(2002)「조선총독부의 음악교육정책에 관한 연구」서울대학교大学院碩士論文:서울。

尹八重（1973）「近代韓国教育の内容—韓国教育課程發達史（Ⅱ）—」『서울教育大学校論文集』 第6集 教育大学校:서울。

李元必（1988）「日帝統治期の 教員養成에 관한 研究」『釜山教育大学論文集』 第24集 釜山教育大学校:釜山。

鄭在哲（1984）、「日帝의 学部参与関官 및 統監府의 对韓国植民地主義教育扶植政策」『韓国教育問題研究所論文集』 中央大学校韓国教育問題研究所:서울。

鄭在哲（1985）「第3次朝鮮教育令施行期の 日帝植民地主義教育政策—1938~1943—」『韓国教育問題研究所論文集』 第2集 中央大学校韓国教育問題研究所:서울。

鄭在哲（1989）「日帝下の 高等教育」『韓国教育問題研究所論文集』 第5集 中央大学校韓国教育問題研究所:서울。

#### 【注】

- 1 中学校の場合、実際に設立されたのは1校のみで、高等科は実現できなかった。：尹八重（1973）237頁。
- 2 師範学校令（1906、勅令第41号）、高等学校令（1906、勅令第42号）、外国語学校令（1906、勅令第43号）、普通学校令（1906、勅令第44号）、高等女学校令（1907、勅令第22号）、私立学校令（1907、勅令第62号）、校会令（1907、勅令第63号）、私立学校補助規定（1907、学部令第14号）、公立私立学校認定規定（1907、学部令第15号）、学部編纂教科用図書発売規定（1907、学部令第18号）、実業学校令（1909、勅令第56号）、実業学校

- 令施行規則（1909、学部令第1号）、高等女学校令施行規則（1909、学部令第2号）、師範学校令施行規則（1909、学部令第3号）、高等学校令施行規則（1909、学部令第4号）、外国語学校令施行規則（1909、学部令第5号）、普通学校令施行規則（1909、学部令第6号）：鄭在哲（1984）、20～21頁。
- 3 강명숙（2007）1～2頁。
- 4 尹八重（1973）248～249頁
- 5 第二条 教育ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スルコトヲ本義トス。 第三条 教育ハ時勢及民度ニ適合セシムルコトヲ期スヘシ。：朝鮮教育令第2条、第3条、勅令第229号、明治44年8月23日字。
- 6 尹八重（1973）255～257頁。
- 7 国体明徴は、皇国臣民化を通じた内鮮一体を促進することで、鮮満一如は大陸侵略のために朝鮮を兵站基地化する意味である。また、教学振興は、国体明徴をもとに朝鮮人と日本人の教育的な差別を撤廃し皇国臣民化教育の強化及び初等教育の拡充、日本語普及及び日本語常用の強化など具体化することであった。農工併進は、各種工業の振興・水力電気の開発・産業経済の戦時体制化を意味し、庶政刷新は、大陸侵略戦争のために朝鮮の人的資源の収奪することであった。：鄭在哲（1989）92頁。
- 8 「朝鮮統治ノ目標ハ其域同胞ヲシテ真ノ皇国臣民タルノ本質ニ徹セシメ、内鮮一体、俱ニ治平ノ慶ニ頼リ、東亜ノ事ニ処スルニ在リ。…新東亜建設ニ赴ク我ガ帝国ノ重責ニ副ヒ此ノ世運ニ応ズルノ途ハ、国体明徴、内鮮一体、忍苦鍛練ノ三大教育方針ヲ徹下シテ、大国民タル志操、信念ノ練成 基幹ト為サザルベカラズ…」：朝鮮総督府官報、号外、昭和13年3月4日、2頁。
- 9 それに関する法令の改正は、日本語使用強化に関する通牒（1937.3）、私立学校規則改正（1937.7）、戦時体制令の通牒（1937.3）、皇国臣民誓詞の暗誦強要（1937.10）、日本語講習所設置（1938.1）、朝鮮陸軍志願兵令公布（1938.2）、国家動員法適用（1938.5）、学校勤労報国隊実施要綱発表（1938.6）、国民精神総動員朝鮮連盟創設（1938.7）、朝鮮学生精神連盟結成（1939.7）、国民徴兵令実施（1939.10）、朝鮮人氏名に関する件公布（創氏改名、1939.11）、朝鮮日報・東亜日報廃刊（1940.8）、学徒挺身隊結成（1941.9）、朝鮮青年特別錬成令公布（1942.10）、各級学校における朝鮮語教授及び使用禁止（1942）、報国挺身隊組織（1943.1）などがある。：鄭在哲（1985）7～8頁。
- 10 尹八重（1973）265頁。
- 11 『官報』3548号光武10年（1906）9月3日、学部令第21号。
- 12 『官報』付録、隆熙3年（1909）7月9日、学部令第3号。
- 13 皇城新聞隆熙3年（1909）4月27日付によると、官立高等学校の風琴を毎週午後に官立各普通学校生徒に使用することを特別に参観するという記事がある。また、同新聞隆熙3年9月16日字によると官立高等学校では週1時間唱歌科を教授する計画であるが教師がいなかったため師範学校日本人唱歌教師小出氏に兼任教授するように同校長が再昨日学部に訴請したという記事がある。
- 14 高等普通学校規則（府令第111号、1911年10月20日公布、11月1日施行）の第7、8、9条に高等普通学校師範科、教員速成科の学科目が提示され、高等普通学校では「唱歌」という科目に、師範科や教員速成科は「音楽」という科目になっている。
- 15 『官立京城師範学校一覧（昭和8年）』12頁。
- 16 『官立京城師範学校一覧（昭和8年）』14～17頁。
- 17 坂本麻実子（2006）29頁。
- 18 1930年度段階で朝鮮に存在した私立女子高等普通学校は、「淑明、進明、梨花、培花、同徳、好壽敦、一新、正義、樓氏、永生」の10校であった。
- 19 竹村鹿野と同一人物である可能性あり。
- 20 傍島マ子と同一人物である可能性あり。
- 21 竹村虎と同一人物である可能性あり。
- 22 内田虎と同一人物である可能性あり。
- 23 坂本麻実子（2008）15～17頁。
- 24 創立当時1879年10月30日に東京師範学校長と音楽取調掛の御用掛を兼任していた伊澤修二が、文部卿であった寺島宗則に提出した上申書に三大事業とその具体的な方法が記述された。第一「東西二洋ノ音楽ヲ折衷シテ新曲ヲ作ル事」、第二「将来国楽ヲ興スベキ人物ヲ養成スル事」、第三「諸学校ニ音楽ヲ実施スル事」であった。：下中邦彦（1981）441～442頁。
- 25 日本音楽教育学会編（1979）69頁。
- 26 下中邦彦（1981）441～442頁。
- 27 東京芸術大学百年史編集委員会（1987）286頁。
- 28 東京芸術大学百年史編集委員会（1987）429～430頁。
- 29 東京芸術大学百年史編集委員会（1987）407頁。
- 30 東京芸術大学百年史編集委員会（1987）465頁。
- 31 1923年度版と1928年度版が欠如している。
- 32 富永鹿野と同一人物である可能性あり。
- 33 総計29名であるが、内田虎と竹村虎を同一人物とみて1人として数えた。
- 34 1930年現在の公立中学校は、京城中、龍山中、大田中、群山中、光州中、大邱中、釜山中、平壤中、新義州中、元山中、羅南中の11校が存在し、公立高等女学

- 校は、京城第一高女、京城第二高女、仁川高女、清州高女、大田高女、公州高女、群山高女、全州高女、裡里高女、木浦高女、光州高女、大邱高女、釜山高女、馬山高女、鎮海高女、海州高女、沙里院高女、平壤高女、鎮南浦高女、新義州高女、元山高女、咸興高女、羅南高女、清津高女の24校が存在した。：『朝鮮総督府統計年報昭和7年』632頁、636頁。
- 35 1930年現在、公立高等普通学校は、京城第一高等普通、京城第二高等普通、清州高等普通、公州高等普通、全州高等普通、光州高等普通、大邱高等普通、東萊高等普通、晋州高等普通、海州高等普通、平壤高等普通、新義州高等普通、春川高等普通、咸興高等普通、鏡城高等普通の15校が存在し、公立女子高等普通学校は、京城女子高等普通、全州女子高等普通、光州女子高等普通、大邱女子高等普通、釜山女子高等普通、平壤女子高等普通の6校が存在した。：『朝鮮総督府統計年報昭和7年』634頁、638頁。
- 36 尹八重(1973) 263頁。
- 37 小出雷吉の履歴については、朴成泰(1999)と『東京音楽一覧』に依る。
- 38 『東京音楽学校一覧従明治四十年至明治四十一年』～『東京音楽学校一覧従大正八年至九年』において卒業生の情報の就業者現職が記入された部分をまとめた。
- 39 朴成泰(1999) 20～22頁。
- 40 『京畿公立師範学校一覧創立第二年(大正13年)』44頁。
- 41 日本における最初の軍楽隊は、1869年9月に薩摩藩が32名の伝習生を横浜に派遣し、イギリス陸軍軍楽学校出身であるフェントンに伝習され、そのメンバーが1871年3月に創設した軍楽隊である。その後、1886年に「教導団軍楽基本隊」という名称になり、1891年には陸軍戸山学校41内に移転し「軍楽学舎」と改称し、この時期から軍楽隊の新人募集と教育はすべて陸軍戸山学校で行われた。1896年にはその名称を「軍楽学校」に、1903年には「陸軍戸山学校軍楽生徒隊」に、1925年には「陸軍戸山学校軍楽隊」に、1937年には「陸軍軍楽隊」と改称した。陸軍軍楽隊は、管楽器奏者の養成機関で、14～18歳の全国からの志願者に対し、体格の審査が行われ入隊後1、2年の短期間で専門教育が実施された。：塚原康子他(2001) 101～102頁。
- 42 大場の日本における基本的な履歴の情報は、有馬純吉(昭和6年) 74頁に依る。
- 43 『東京音楽学校一覧(以下一覧)従大正元年至大正二年』(99頁)、『一覧従大正二年至大正三年』(101頁)、『一覧従大正三年至大正四年』(107頁)、『一覧従大正四年至大正五年』(71頁)、『一覧従大正五年至大正六年』(100頁)。
- 44 『梨花女子専門梨花女子保育学校一覧(昭和十二年)』(97頁)。
- 45 平間の基本的な履歴の情報は、本人の著書『歌の渚』(1977) 336～340に依る。
- 後記：本稿は、富士ゼロックス小林節太郎記念基金による研究成果の一部である。